

令和4年度 幼児期からの運動習慣形成プロジェクト
(保護者等の運動遊びに関する行動変容調査) 公募要領

1. 事業名

幼児期からの運動習慣形成プロジェクト (保護者等の運動遊びに関する行動変容調査)

2. 事業の趣旨

人生100年時代を迎えるに当たり、生涯を通じて健やかに過ごすためには、運動・スポーツを通じて健康増進や健康寿命の延伸を実現することが必要不可欠であるが、運動習慣形成には幼児期の経験が重要であると言われている。

また、「体力・運動能力調査」では、成人のスポーツ習慣と、小学生時に運動を楽しんでいると感じていたことには強い相関が認められている。さらに、小学生時に運動を楽しんでいた子供は、未就学時の外遊び回数が多いことが指摘されている。

このように、幼児期の運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものであることから、幼児期からの望ましい運動習慣の形成に取り組む。

3. 事業の内容

子供の運動習慣形成には子供を取り巻く保護者や先生等(以下、保護者等)の考え方が大きく影響することから、保護者等に対して、子供の運動遊びの重要性に関する普及・啓発を行った後の意識・行動がどのように変容するのかを調査するとともに、その調査結果を活用して保護者等への運動遊びに関する効果的な情報提供の内容について検討・検証を行う。

なお、調査・事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 子供の体力・運動能力と生活習慣に関する実態調査の実施

子供の体力・運動能力と、学校外における生活習慣(運動、学習、スクリーンタイム、食事、睡眠等)の関係について実態を把握するため、保護者等に対して調査を実施する。

(2) 保護者・先生等の意識・行動変容に関する調査

別途実施する「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト(幼児期からの運動遊び普及事業)」の委託先(以下、普及事業委託先)において、保護者や先生等を対象に、子供の運動遊びの重要性に関する普及・啓発を行った後の意識・行動がどのように変容するのかを調査する。(その際、比較対象として、参加していない保護者等にも調査を実施し、普及・啓発の効果を検証すること)

(3) 保護者・先生等に対する効果的な情報提供内容・方法を検討・検証する

(2)で得られたデータを基に、保護者・先生等向けの効果的な情報提供内容・方法を検討し、普及事業委託先へ提供する。

(4) 効果的な「運動遊び」に関する情報提供

委託先は、効果的な「運動遊び」に関する情報・方法等を普及事業委託先に対して提供する。

- (5) その他、必要に応じてスポーツ庁と協議の上、保護者等に対する調査や情報提供の内容について検討すること。
- (6) 事業成果報告書の作成及び成果物の納品
 - (1)～(5)の事業実施結果について事業成果報告書を作成し、印刷物10部と電子データをスポーツ庁に提出すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 業務の委託先は、大学等研究機関（以下、「団体」という。）とする。

6. 事業期間

事業期間：本事業の委託期間は、原則として契約を締結した日から、令和5年3月24日までとする。

事業規模：10,000千円（税込・上限額）※3年同額予定

採択件数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

(1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対してヒアリングや提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（別紙1）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

8. 説明会の開催

開催日時：令和4年7月8日（金）14時00分 分開始

開催方法：オンライン（Zoom）で実施する。

説明会へ参加を希望する機関は、所属、氏名、連絡を記載の上、令和4年7月7日（木）12時までに、E-mail (tiikisport@mext.go.jp) までに連絡を行うこと。

※件名を「【説明会希望】幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（保護者等の運

動遊びに関する行動変容調査)の公募について」とすること。

企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

9. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

10. 企画提案書等の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

スポーツ庁 地域スポーツ課 地域スポーツ振興係

TEL：03-5253-4111（内線：3951）（担当：松尾・松藤）

FAX：03-6734-3951

e-mail：tiikisport@mext.go.jp

※ 事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（保護者等の運動遊びに関する行動変容調査）の公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(2) 提出方法

企画提案書は、日本語で作成し、電子データとしてE-mailにより上記メールアドレスまで提出すること（データ容量が25MBを超える場合は、別途送受信アドレスをお知らせするので担当宛て連絡すること）。

- ・ 送信メールの題名は、「【団体名】幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（保護者等の運動遊びに関する行動変容調査）応募提出資料」とすること。
- ・ 提案書類の電子データ形式は、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint (2016で閲覧可能なもの)のいずれか)及びPDFファイル形式 (Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの)とする。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにより返信する。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

① 企画提案書

※ 企画提案書の様式は、別添の様式1を使用し、用紙サイズはA4判、

横書きとすること。

- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ 申請団体の概要（要覧・会社案内等）
- ④ 最新の財務諸表等の資料
- ⑤ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別紙2）

（4）提出期限

令和4年7月27日（水）15時（必着）

（5）その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

1 1. 誓約書の提出

- （1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- （2）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1 2. 契約の締結に関する取り決め

（1）契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

（2）契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別

の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 3. スケジュール

- (1) 公募開始：令和4年6月30日（木）
- (2) 説明会：令和4年7月8日（金）14時
- (3) 公募締切：令和4年7月27日（水）15時
- (4) 審査：令和4年7月27日（水）15時～
- (5) 契約締結：令和4年9月上旬以降
- (6) 契約期間：契約締結日から当該年度の3月24日まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

1 4. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

令和4年度

【幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（保護者等の運動遊びに関する行動変容調査）】

審査基準

I 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じて、全団体からヒアリングによる審査を実施する。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

II 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が最も高いものについて採択案件に決定する。ただし、最低評価得点を42点とし、最低評価得点未満の申請団体については選定しない。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。
- (4) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業の内容について、網羅されており、実現性・妥当性、創意工夫がみられること。
- (2) 事業の成果を把握するための具体的かつ適切な評価指標を設定していること。
- (3) 学術的知見に基づいた調査、分析の検討がなされていること。
- (4) エビデンスに基づいた情報提供の検討がなされていること。
- (5) 実証及び調査分析について、有益な情報を得るための提案内容であること。
- (6) 検討される情報提供においてユーザビリティが高いこと。

- (7) その他の取組として今後の発展に寄与する提案がなされていること。
- (8) 事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (9) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1. 0点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1. 5点
- ・認定段階3 = 2. 0点
- ・プラチナえるぼし認定 = 3. 0点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）） = 0. 5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 1点

・トライくるみん認定 = 1. 5点

・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の

認定を除く。)) = 1. 5点

・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 1. 5点

・プラチナくるみん認定 = 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定 = 2. 0点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	5	5	4	3	2	1
1－(2)	5	5	4	3	2	1
1－(3)	5	5	4	3	2	1
1－(4)	5	5	4	3	2	1
1－(5)	5	5	4	3	2	1
2－(1)	5	5	4	3	2	1
2－(2)	5	5	4	3	2	1
2－(3)	5	5	4	3	2	1
2－(4)	5	5	4	3	2	1
2－(5)	5	5	4	3	2	1
2－(6)	5	5	4	3	2	1
2－(7)	5	5	4	3	2	1
2－(8)	5	5	4	3	2	1
2－(9)	5	5	4	3	2	1
3	3	<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1. 5点 ・認定段階3 = 2点 ・プラチナえるぼし認定企業 = 3点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0. 5点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29 				

	<p>年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライくるみん認定 = 1.5点 ・くるみん認定② (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定 (ただし、①の認定を除く。)) = 1.5点 ・くるみん認定③ (令和4年4月1日以降の基準) (令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 1.5点 ・プラチナくるみん認定 = 3点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 = 2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない = 0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>
--	---

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。